

## 4 主催団体の健康づくりに関する取組の紹介 (誌上発表)

# 公益社団法人 東京都医師会

東京都医師会では、学校保健に関する諸問題の検討をおこなっております。健康や医療に関する正しい情報や知識を身につけることは大切であり、病気の予防や健康寿命を延ばすことにつながると考え、児童生徒に対する学校医によるヘルスリテラシーを身に付ける健康教育を推進しております。

## 1. 冊子『COVID-19と子どもたち』—わかってきたこと、考える未来—

学校医をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等の多職種で構成された「学校精神保健検討委員会」では、令和3年2月に新型コロナウイルス感染症が与える子供達の精神面への影響について取り纏めた冊子「子どもたちとともにパンデミックを乗り越える—新型コロナに対峙する学校精神保健—」を発行しました。

そして本年2月には、この続編として、新型コロナの終焉がまだ見えていない現在の状況から、一步前へ進むためには何が必要か…を問いかける、標記冊子と本冊子の内容を紹介した動画を作成いたしました。

## 2. 『児童・生徒の健康教育に対して東京都医師会ができること —ポストコロナを見据えて—』

学校保健に関わる医師で構成された「学校保健学校医委員会」では、新型コロナウイルスの流行による児童生徒への影響について、病態の変化や生活環境の変化等を取り上げ、新型コロナの終焉後も見据えた各診療科からのアプローチを取り纏めました。

## 3. 学校医を対象とした学校医の職務に関する実態調査の実施

学校医の就労環境や職務、並びに各診療科による健康診断について、東京都内の学校医を対象とした実態調査を実施しました。(令和5年7月実施)

これらのコンテンツの一部は、東京都医師会のホームページ(URL <https://www.tokyo.med.or.jp/>)に掲載されております。学校医の先生方をはじめ、学校保健に関連する様々な職種の方々に、是非ともご活用いただければと思います。ご不明な点がございましたら東京都医師会事務局健康保健課宛(03-5244-5263)にご連絡下さい。

### 東京都医師会ホームページ



「医師のみなさまへ」にカーソルをあて、公衆衛生「学校保健」をクリック

または、「医師のみなさまへ」をクリック→「学校保健」をクリック→「学校保健関係資料」をクリック

# 東京都医師会学校医会

東京都医師会学校医会は、学校保健の発展と向上への寄与を目指して、昭和49（1974）年に社団法人東京都医師会における学校医の任意団体として設立されました。令和4（2022）年11月現在で、約3,000人の学校医が会員となっており、児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう活動しています。

理事会では学校保健について協議検討を行うとともに、会報編集委員会を設置し、[東京都医師会学校医会会報]（年6回、奇数月刊）や[東京都医師会学校医会会誌]（年1回刊）の発行する他、学校保健（学校医）研修会の企画開催、功労者や永年勤続学校医の表彰など事業を展開しています。

また、東京都学校保健会との共催で研修会を開催したり、[健康づくりフォーラム]に協議会メンバーとして参画したりするなど東京都の学校保健活動に携わっております。



[東京都医師会学校医会会報](年6回、奇数月刊)



# 公益社団法人 東京都学校歯科医会

<https://www.tasd.or.jp/>

当会は昭和23年設立以来、東京都教育委員会と緊密な連携の下、児童生徒の歯・口の健康を守り、次世代を担う都民の健康を増進する活動を行っています。

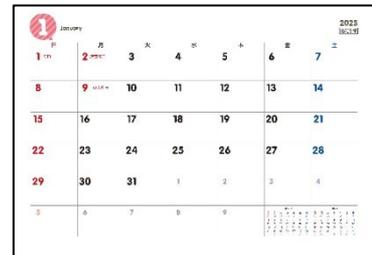
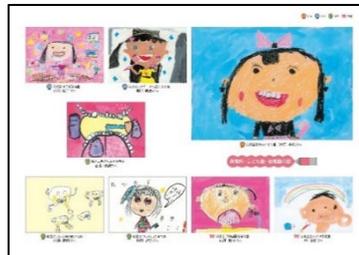
現在では教育委員会から委嘱された学校歯科医、53地区、約2000名で組織され、学校での健康教育等に取り組んでいます。

## ● 毎年開催している東京都学校歯科保健研究大会

歯科保健活動の要として「歯の作文」、「学校歯科保健優良校」、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」、「歯・口の健康啓発標語コンクール」などの各種表彰や研究成果の発表を行っています。



## ● 図画・ポスターコンクール入賞作品を掲載したカレンダーは、入賞者や学校にも配布しています。



## ● 2年に一度、学校歯科医が研鑽するために発行している冊子の一例

その他、児童生徒に最新の保健教育を提供できるよう研究会を開催しています。



令和3・4年度  
作成冊子

コンクール入賞作品、出版物等は東京都学校歯科医会HPからも確認できます。

こちらから



# 公益社団法人東京都学校歯科医会

## 「学校歯科医が診るべき歯列・咬合ハンドブック」について

### 目次

1. はじめに
2. 子供の成長と発育
3. 発達段階における歯列・咬合
  - (1) 乳幼児期
    - ・下顎前突（反対咬合）・上顎前突・開咬・叢生・過蓋咬合
  - (2) 小学校低学年～中学生
    - ・下顎前突（反対咬合）・上顎前突・開咬・臼歯部の交叉咬合
    - ・臼歯部の鋏状咬合・過蓋咬合・1歯のみの前歯部反対咬合
    - ・大きな空隙を呈する正中離開 ・歯数不足（先天性欠如）
    - ・上顎切歯の萌出遅延・萌出余地不足による第一大臼歯の近心傾斜
    - ・舌小帯の問題
  - (3) 小学校高学年・中学生・高校生
    - ・下顎前突（反対咬合）・上顎前突・開咬・叢生・下顎の側方偏位
    - ・過蓋咬合・乳歯の晩期残存・永久歯の萌出遅延（左右非対称の萌出状態）
4. さらに知っておきたい歯列・咬合
  - (1) エックス線写真で確認したいこと
  - (2) 不正咬合をそのままにしてしまうと
  - (3) 骨格性の不正咬合
5. 「歯列・咬合に関するお知らせ」について
6. 終わりに



### 歯列・咬合の判定基準

学校歯科健康診断は、0, 1, 2の3段階に分けてスクリーニングします。

0（異常なし）	歯列・咬合が正常な状態
1（経過観察）	0（経過観察）と2（専門医による診断が必要）の境界領域
2（専門医（歯科医師）による診断が必要）	判定以上の不正咬合 （「学校歯科医の活動指針」P48、49参照）

判定2の際には、矯正歯科治療を強要するものではなく、将来健康にどのような影響を与えるかを本人や保護者に理解してもらうことが大切です。



上：下顎前突（4歳3か月）

右：上顎前突（7歳3か月）



上：叢生（15歳0か月）

右：歯牙腫（12歳11か月）



# 一般社団法人 東京都学校薬剤師会

[office-tog@togakuyaku.jp](mailto:office-tog@togakuyaku.jp)

学校保健安全法が平成 21 年 4 月 1 日から施行され、「学校環境衛生基準」が文部科学大臣により告示されました。令和 4 年 4 月 1 日に一部改正が行われた基準は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔等について、児童生徒の健康を保持する上で維持されることが望ましい基準です。この基準に基づき学校環境衛生検査に従事することが、学校薬剤師の職務と規定されています。

学校薬剤師は学校環境衛生検査のほか、大麻をはじめとする薬物乱用が問題となっていることを受け、児童生徒等を対象とした「薬物乱用防止教室」「お酒の害について」「たばこの害について」「くすりの正しい使い方」等についての講話を行う等幅広い活動を行っています。

昭和 17 年に設立された東京都学校薬剤師会は、学校薬剤師の資質向上の為、毎年 4 回の基礎研修会、指導者研修会を開催すると共に各種研修会の後援・共催等を行っています。今後も情報の発信を行い、児童生徒等が安心安全な環境で学習出来るように活動してまいります。

## 各種出版物及び講習会用パワーポイント

